

議長交際費支出基準

この基準は、議長が議会の対外的な活動をするために要する経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

議長交際費の支出項目、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支 出 金 額
弔 慰	別表に基づき支出する。	別表参照
会 費	議長が議会を代表して行事等に参加する場合等に支出する。	会費制の場合は、会費相当分とする。指定のないものについては、1万円以内とする。
慶 祝	市民にとって名誉となる行為、業績等で議長が特に認めたものに支出する。	支出金額は別途協議して決定する。
見 舞	入院治療14日以上の場合に支出する。	別表参照
その他	市政・市議会の運営に資するその他の経費として支出する。	支出金額は別途協議して決定する。

別表

対 象		香料	見舞金	
市議会議員	現職	本人	20,000 円・花輪等	10,000 円
		配偶者・親族	10,000 円	5,000 円
	元職	本人	10,000 円・花輪等	
		配偶者・親族		
常勤特別職及び教育長	現職	本人	20,000 円・花輪等	10,000 円
		配偶者・親族	10,000 円	5,000 円
行政委員会委員	現職	本人	10,000 円	
		配偶者・親族		
地元選出の県・国会議員	現職	本人	10,000 円	10,000 円
		配偶者・親族	5,000 円	5,000 円
市職員(部長職及び事務局職員)	現職	本人	10,000 円	
		配偶者・親族	5,000 円	
市に対する多大な貢献者	現職	本人	10,000 円	
		配偶者・親族	5,000 円	

備考

- 1 親族とは、配偶者、一親等血族及び同居の一親等姻族をいう。
- 2 行政委員会委員とは、選挙管理委員、監査委員（議会選出を除く）、固定資産評価審査委員、農業委員、教育委員（教育長を除く）をいう。